

議案第 8 2 号

亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市病院事業の設置等に関する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市病院事業の設置等に関する条例

亀山市病院事業の設置等に関する条例（平成17年亀山市条例第141号）の全部を改正する。

（病院事業の設置）

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業を行う病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1）名称 亀山市立医療センター

（2）位置 亀山市亀田町466番地1

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成28年4月1日から適用する。

（経営の基本）

第3条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 診療科目は、次のとおりとする。

（1）内科

（2）外科

（3）整形外科

（4）眼科

3 病床の数は、一般病床100床とする。

（組織）

第4条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）の職名は、地域医療統括官とする。

2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、亀山市立医療センターを置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定により議会の議決を要するものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事

業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。